

「困ったなあ」

「答えません」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

伯母の遺言書が見つからず、 兄が隠したに違いないと…

父方の伯母の遺産についての相談です。伯母は先般92歳で亡くなりました。一生独身でしたので、私と兄の2人を小さい時から可愛がってくれました。大した遺産は遺さないけど、死んだら仲良く2人で分けてねと言っていました。

と、父とそうした話になっていて、自分も遺言を作ったと言いました。伯母は死ぬまで頭はしっかりしていました。とはいえ、父の遺産と比べ伯母のは大した額ではないし、いくら兄夫婦が父や伯母の面倒を見てきたといっても、それでは私に不利なので、兄に対しては父の死後1年以内に遺留分減殺請求をしておきました。これで父の遺産の4分の1は私のもの

になるはずですが、まだ何も貰ってはいません。ところが伯母が亡くなった際、あるはずの遺言書が見つかりません。公正証書遺言もなければ自筆遺言も見つからないと兄は言います。隠したに違いないと兄は言います。兄は伯母の遺産は半々だとの言うのですが、調べてみると預金でかなりの株券が買われ、当然ながら値段が下がっているし、頭にきています。

Q

難しいお話ですね。

お父様の公正証書遺言を見せて戴きましたが、珍しい条項がたしかに入っていますね。実際伯母様とお父様との間でどういう話になっていたのでしょうか。ご相談者が信じるように、伯母様は遺言書を作ったけれども、お兄様が隠すか破棄した可能性も否定はできません。

お兄様としては、自分たち夫婦が面倒をずっと見てきたのだから、弟に全部取られてはたまらない、父の遺産も4分の1行くのだしと思ったのかもしれないが、でもそんなことは犯罪だし、また、伯母様の遺産の相続権者ではなくたってしまいうので、そこまではなかなか普通の人はできないと思うのです。

客観的に考えて、伯母様の気が変わったとも考えられます。遺言は死んで初めて効力を発生するものなので、生きていた間はご本人がいつでも書き換えられるし、破棄もできます。自分の財産はどうしようが自由なのですから。なので、いったんはご相談者に全部と書いたのは書

いたけれど、お兄様に面倒を貰ってもらっているし、その子供らも可愛いしと、自分の意思で破棄したのかもしれない。

真相はなんとも分かりません。実際刑事事件にするといつてもそれだけの証拠を揃えない限り警察も扱いようがありません。遺言書は破棄されたのだから、本来は全部私のものだといつても、その肝心の遺言書がないのですから、裁判所もその主張を認めようがありません。そう聞いたというだけでは証拠にならないのです。

今の状況で法的にできることは、残念ながら、伯母様の遺産は法定相続分通り半分ずつ分け

る、お父様の遺産は遺留分減殺分を貰うということだけですね。事態がここに至ってしまつては、兄弟で平和に話し合つてどう分けるかでは済まないでしょうから、家庭裁判所に遺産分割調停及び遺留分減殺調停を起すこととなります。預金で株券を買ったことが高齢の伯母の意思であるはずはない、兄が勝手にやったことだといつても、伯母様の名義の株券である以上、横領だとかいった話にはなりませんし。

それなりにまともなればよいとは思いますが、感情的にもつれてしまつているので、訴訟にならざるを得ないかもしれませんね。

遺言書がなくなった真相は分かりませんが、 今のままでは訴訟にならざるを得ないかもしれません。

A